



2024年2月6日
第112号

JR東労組 Yokohama



JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



過半数代表者 って知っていますか？



その4

過半数代表者が36協定を使用者と締結します！

36協定とは、使用者（会社）が労働者（社員）に対して“時間外および公休日”に働くさせることを可能にするために使用者と過半数代表者が結ぶ「協定」のことです。

36協定を締結していないと、会社は一切社員に法定労働時間（1日8時間・1週40時間）を超えて労働させたり、休日（1週1回または4週を通じて4回を下回って）に労働させることはできません。つまり、本来は法定労働時間を超えて労働させたり、公休日に労働させること自体が労働基準法違反となります。

しかし、労働基準法第36条には次のように規定されています。

(時間外及び休日の労働)

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間（以下この条において「労働時間」という。）又は前条の休日（以下この条において「休日」という。）に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

現在時間外労働の上限規制が設けられ、時間外労働（休日労働は含まず）の上限は、原則として、**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければ、これを超えることはできません。臨時的な特別の事情があり、特別条項付きの36協定を締結すれば、時間外労働は**年720時間以内**、時間外労働+休日労働は**月100時間未満、2~6か月平均80時間以内**となります。原則である月45時間を超えることができるのは、**年6か月**までとなっています。

しかし、健康障害と長時間労働の因果関係を認めやすいとされているのは、「発症前1ヶ月間に100時間」あるいは「発症前2~6ヶ月間平均で80時間」を超える時間外労働です。



つまり、現在の法律では健康障害が起こるリスク、過労死してしまうかもしれない内容の36協定が締結できてしまうのです。

JR東日本では今まで健康障害、過労死を防ぐために1日8時間、1ヶ月45時間、1年330時間、公休日労働は月2日までと36協定を締結してきました。これから、各職場では過半数代表者選出に向けて、立候補受付がされると思います。ぜひ立候補者がどのような36協定を締結しようと考えているのか確認しましょう。36協定は私たちの労働条件を左右する重要な協定です。私たちの命、健康にかかる問題なのです。

私たちの命・健康を守るために、働く側の立場に立ち 36協定を締結する過半数代表者を選出しよう！